

中山町子ども読書活動推進計画（案）

平成26年 月

中山町教育委員会

中山町子ども読書活動推進計画

はじめに

子どもは、読書を習慣にすることによって思考力を養い、語彙が豊かになり表現力が育ってきます。また、物語の登場人物の気持ちを読み取ることで、物語だけでなく周りの人の気持ちもくみ取れるようになってきます。そして、子どもの頃の読書活動が、その後の人格形成に大きな効果があるともいわれています。しかし、現在の子供たちを取り巻く環境は、テレビやゲーム、インターネットなど子どもたちの夢中になるものが溢れており、子どもたちの活字離れ、読書離れが懸念されています。

このような中において、国は平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、子どもの読書活動を社会全体で推進していくことの重要性和、そのための国と地方公共団体の責務を明示しています。

山形県もこの法律に基づき平成18年に「山形県子ども読書活動推進計画」を策定し、平成24年度からは第2次計画を進めています。

中山町は、平成24年4月30日に町立図書館「ほんわ館」を開館しました。開館後1年6か月で利用者が10万人に達するなど、町民の読書への関心が大きく高まっています。「ほんわ館」では、蔵書数の3分の1を児童書が占めています。また、専用の児童書コーナーを設け、閲覧室の中に読み聞かせのコーナーを設けるなど、これまでの図書館のイメージを払拭し、小さな子どもを連れて気軽に利用できるようにしています。同時にブックスタート事業を行い、幼児期から本に触れ合う機会を提供しています。また、小中学校の学校図書館も、全校の蔵書数を増やすとともに図書館システムを導入して児童生徒の読書活動の推進を図っているところです。

中山町は、これらの読書環境の整備と施策を、これからも総合的かつ計画的に行い、中山町の全ての子どもたちが、いつでも自主的に読書活動のできる機会と環境を提供し、それを町全体で推進していくために「中山町子ども読書活動推進計画」を策定します。

平成26年 月 中山町教育委員会

目 次

はじめに

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の意義
- 2 国及び山形県の動向

第2章 基本的な考え方

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の対象
- 4 計画の期間
- 5 基本方針

第3章 具体的な施策

- 1 家庭での読書活動の推進
- 2 幼稚園、保育園での読書活動の推進
- 3 小中学校での読書活動の推進
- 4 地域における読書活動の推進

【資料編】

資料1 子どもの読書・読み聞かせに関するアンケートの結果

資料2 子どもの読書活動の推進に関する法律

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

資料3 文字・活字文化振興法

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の意義

子どもにとっての読書は、言葉を学び感性を磨き表現力を高め創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

文字の世界に入る前の幼い時は、見たり聞いたり感覚に訴えるものから、物事の実態をつかみ、考える力をつけていきます。そして、文字の世界に入っていくと、本をとおして豊かな言葉を獲得し、想像力を高め、感性を磨き、表現力、考える力を育みます。また、子どもたちが主体的に変化の激しい現代社会に対応し適応していくための生きる力として必要な、自ら課題を捉え、考え判断しそれを表現する資質や能力も育みます。子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、「未来志向」「社会性」、「自己肯定」、「意欲・関心」、「文化的作法・教養」、「市民性」の全てにおいて、現在の意識・能力が高いという調査研究報告¹があります。

このように読書の果たす役割は極めて重要であり、子どもたちが自主的に読書活動を行えるよう、家庭・地域・学校・行政を通じて様々な方々と連携し積極的に子どもの読書活動を推進していくことが必要です。

2 国及び山形県の動向

(1) 国の動向

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、平成14年8月、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定され、この計画に基づく取り組みが行われました。

平成17年7月には「文字・活字文化振興法」を制定し、平成18年12月には「教育基本法」が、平成19年6月には「学校教育法」が改正されました。学校教育法では、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と規定されています。

平成20年3月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第2次計画）」の閣議決定を経て、平成25年5月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第3次計画）」が閣議決定され、家庭、地域、学校、国、地方公共団体の連携を更に強化し、子どもの読書活動の推進を図る重要性が強調されています。

¹ 平成25年2月に独立行政法人国立青少年教育振興機構が発表した「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」による

(2) 山形県の動向

平成 16 年 3 月に策定された「第 5 次山形県教育振興計画」において、「本が好きな子どもを育てる」として子どもの読書活動の推進に取り組み、平成 18 年 2 月に「山形県子ども読書活動推進計画」を策定し、平成 23 年 12 月に「山形県子ども読書活動推進計画（第 2 次）」が策定されました。そこでは、次の 3 つの基本方針が示されています。

- ① 家庭・地域・学校を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進
- ② 子どもが読書に親しむ機会の提供と施設、設備その他諸条件の整備充実
- ③ 子どもの読書活動に対する理解啓発・情報の発信

第2章 基本的な考え方

1 計画の目的

子どもたち一人一人が自主的に読書に親しみ、読書習慣を身に付けることができる環境づくりを目指して施策を総合的に推進するため、この計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、平成13年に国が制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて策定された国の基本的な計画と、山形県が策定し平成23年に改訂した「山形県子ども読書活動推進計画（第2次）」を基本とします。

また、「第5次中山町総合計画」及び教育委員会が策定している「中山町の教育」や他の関連する計画、本町の現状等を踏まえ、中山町の子ども読書活動に関する計画を策定するものとします。

3 計画の対象

この計画の対象は、主に0歳からおおむね18歳までの子どもとします。

この計画では、施策や具体的な取り組みについて、乳幼児から15歳までを重点対象としています。それはこの年齢の子どもに対する取り組みが、読書習慣の形成だけでなくその後の読書に対する意識や人格の形成に大きな影響を与えると考えるからです。

子どもの読書環境の整備には、何より日々子どもに接する大人のかかわりが大切です。取り組みの主体は、大人を含むすべての町民です。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 基本方針

国が制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、その基本理念を「読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行なうことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」としています。その趣旨を踏まえ、中山町の子ども読書活動を具体的に推進するため、以下の基本方針を設定します。

(1) 町全体での子ども読書活動の推進

家庭、地域、幼稚園、保育園、小・中学校、図書館等それぞれが担う役割を果たし、連携しながら町全体で子どもの読書活動の推進に取り組みます。

(2) いつでも読書に親しむことができる機会の提供と環境の整備

幼児期からの発達段階に応じて読書に親しめるように読書活動を広げ、読書体験を深める機会を提供します。合わせて、子どもが興味を持ち感動する本等を身近に整えるなど読書環境の整備・充実に努めます。

(3) 子ども読書活動の啓発と普及

子どもが自ら本を読む習慣を身に付けていくうえでは、子どもの身近にいる大人の読書活動への理解と関心が重要です。読書活動の意識の啓発と、意義や重要性について広く普及を図ります。

第3章 具体的な施策

1 家庭での読書活動の推進

(1) 現状と課題

当町では現在、読書活動を推進し、子どもたちの豊かな心を育むため「ブックスタート事業²」と「新1年生への本プレゼント事業³」を実施しています。

平成26年1月に実施したアンケート（資料編参照）の結果、保育園の保護者の7割以上が週に1回以上子どもへの読み聞かせを行っていたり、保護者全体の9割以上が家庭で読書に関する何らかの取り組み⁴を行っていたりと、子どもの読書活動の意義への理解が広がっていると感じられました。一方で、全国調査と比べ読書が「好き」「どちらかと言えば好き」な人は子ども、大人ともに少なく、保護者については1か月に1冊も本を読んでいない人の割合（不読率）も高い状況にあることがわかりました。

厚生労働省実施の「第8回21世紀出生児縦断調査」で本を多く読む母・父の子どもは本を読む冊数が多い、という結果が出ています。読書活動の意義についてさらなる周知をはかるとともに、読書が身近に感じられる環境をつくり、子どものみならず大人の読書活動をも促していく必要があります。

(2) 主要な施策

子どもが本に親しむ環境づくりには、大人が積極的に関わり、家族ぐるみで読書活動に取り組むことが重要です。特に、乳幼児期からの読み聞かせは、読書習慣の形成だけでなく、子どもの心身の発達、親子の良好な関係づくりにも大きな影響を与えます。家庭での読み聞かせ・読書のきっかけづくりとその継続への支援を通し、家族ぐるみの読書活動を推進します。

- 「ブックスタート事業」及び「新1年生への本プレゼント事業」の実施継続、広報活動

乳児期から親と子がともに読書を楽しむ最初のきっかけとして、町内のすべての赤

² 地域に生まれたすべての赤ちゃんと保護者に、絵本を開く体験といっしょに絵本を手渡し、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動。中山町では平成24年度より11か月児健診で実施しています。

³ 平成25年度より小学校へ入学する1年生全員に、数冊の中から希望する本を1冊プレゼントしています。

⁴ 家で読み聞かせをする、子どもが本を読んだらほめる、図書館などへ連れて行く、子どもと本の話をする、など。この4つは3割以上の保護者が取り組んでいます。

ちゃんが絵本に親しむ機会を持てるよう、ブックスタート事業を継続します。同時に、町民への活動の広報にも力を入れ、乳児期からの読み聞かせの意義と楽しさを伝えるとともに町全体での子育て意識を高めるようつとめます。

新1年生への本プレゼント事業の継続では児童自身が選んだ本を贈り、町立図書館「ほんわ館」の利用者カードも配布することで読書に親しむ機会づくりをします。

- 乳児健診等での読み聞かせの実施

保健福祉センターで行われる乳児健診の際や、ほんわ館や子育て支援センターのおはなし会など様々な機会での読み聞かせにふれられるようにします。

- 読み聞かせ講座の開催

子どもの発達段階に応じた読み聞かせを支援するために、また母親だけでなく父親、祖父母など家族みんなの読み聞かせを奨励するため、読み聞かせ講座を開催します。絵本の選び方や読み方についての相談にも応じます。

- 家庭読書の推進

子どもとその家族にとって読書がより身近で楽しいものになるように、県PTA連合会ですすめている「親子読書推進キャンペーン⁵」に賛同し『毎月第3日曜日は「親子読書の日」』を推進します。

PTAや図書館をはじめ各機関と連携し、おたよりやチラシ等で啓発するとともに、本が身近にある環境を整えます。

【数値目標】

- 家庭で読書に関わる何らかの取り組みをしている保護者の割合

(26年度実績 ⇒ 30年度目標)

保育園～中学生の保護者全体 91.7% ⇒ 98.0%

⁵ 親子読書による親子の学びが、子どもの学力向上と生涯学習につながることを願い、①『毎月第3日曜日は「親子読書の日」』②親子読書にチャレンジするPTAを応援③「子どもが親と一緒に読みたい一冊、親が子どもに伝えたい一冊」の募集、の取り組みを実施しています。

2 幼稚園、保育園での読書活動の推進

(1) 現状と課題

幼稚園、保育園ともに職員による読み聞かせが毎日行われており、子どもたちがいつでも読むことのできる絵本コーナーが設置されています。幼稚園では、発表会で絵本や物語を題材にした劇をしたり、保育園では週末に家庭への蔵書の貸出をしたりと、双方で読書活動への積極的な取り組みが行われています。

子どもたちが日常的に本にふれられる環境づくりがなされていますが、引き続き家庭への啓発に取り組むほか、蔵書や環境のさらなる充実が求められます。

(2) 主要な施策

幼児期に絵本や読み聞かせを楽しむことが、本への関心を高め、読書習慣の形成へと繋がります。子どもたちが本に興味を持ち、いつでも手を伸ばせる環境づくり、家庭への情報提供や広報活動に取り組みます。

- 園での読み聞かせの継続、ほんわ館の利用

日常的な読み聞かせを継続して実施し、園外活動ではほんわ館の利用も取り入れ、幼児が絵本や物語に親しみ、その楽しさにふれる場をつくります。

- 図書コーナーの充実、蔵書貸出の推進

子どもがいつでも自由に絵本に接することができるよう、ほんわ館の団体貸出⁶等も活用し、図書コーナーのさらなる充実をはかります。蔵書冊数だけでなく発達段階に応じた絵本や、新しい本をそろえることも望まれます。そして、その絵本の積極的な貸出にもつとめます。

図書館では、大型絵本や紙芝居、パネルシアター等の園ではそろえにくい図書の充実につとめるとともに、情報の提供と、団体貸出の活用や園の蔵書充実のための支援を行います。

- 家庭への読書活動の普及啓発

おたより等を通じた、家庭での読み聞かせの啓発や絵本の紹介などを継続して行います。また、県が進める「幼児共育⁷推進プログラム」などを活用し、親子向けのおは

⁶ ほんわ館では、町内の施設や団体が利用登録をすれば、30冊まで1か月間本を借りることができます（個人では5冊まで2週間）。

⁷ 生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期である幼児期の子どもたちを、家庭、幼

なし会や読書活動に関する講話・研修会等の開催につとめます。

- 職員の研修等への積極的な参加

町や県、関係団体が開催する読み聞かせや読書指導に関する研修講座へ積極的に参加します。

【数値目標】

- 子どもに週に1回以上読み聞かせをする保護者の割合

(26年度実績 ⇒ 30年度目標)

保育園保護者 71.5% ⇒ 80.0%

3 小中学校での読書活動の推進

(1) 現状と課題

小中学校へ通うこの時期は、子どもの読書習慣形成にとって非常に大切な時期であり、学校が果たす役割は大きなものがあります。町のすべての小中学校で一斉読書の時間を設けており、小学校ではボランティアによる読み聞かせが実施されているほか、週に1時間「図書の日」がとられています。また、学校図書館でも情報システムが取り入れられ、蔵書数を増やす取り組みも行われています。授業の中でほんわ館を利用している学校もあります。

各学校で子どもたちが本に親しむ機会を設け、読書活動の推進に取り組んでいますが、学校図書館の状況やほんわ館の活用等に関しては、相違も見られます。町で実施したアンケート（資料編参照）では、学校図書館に月に1回以上行く児童生徒の割合は学年が上がるにつれて低くなり、中学生では2割未満という結果でした。学校図書館に行かない理由を見てみると、小中学生ともに「本を読みたいと思わない」が3割、中学生では5割以上の生徒が「読みたい本・新しい本がない」と答えています。学校図書館の図書が古くなり、修理や破棄についても課題が残っているのが現状です。

自発的に本を読む子どもを育てるために、学校が一丸となって読書指導を継続するとともに学校図書館のさらなる充実をはかっていく必要があります。

(2) 主要な施策

子どもたちが自ら本を読む読書習慣を身に付けるために、学校全体で読書活動の重要性を共有し、取り組んでいく必要があります。「読書習慣の定着」「授業での読書指導の充実」「環境整備と組織的な活動」の3つの柱で読書活動を推進します。

<読書習慣の定着>

● 一斉読書、読み聞かせの継続、充実

子どもたちの読書の時間を確保することも重要な点です。各学校で行われている一斉読書、ボランティアによる読み聞かせを継続します。読書月間は一斉読書の時間を延長したり、ブックトーク⁸を取り入れたりと、さまざまな工夫が考えられます。児童・生徒が読書を楽しいものと認識し、興味関心を持つようなはたらきかけを行ないます。

⁸ あるテーマにそって何冊かの本を順序立てて紹介し、聞き手に読みたいという気持ちを起こさせたり、知らない本に出会うきっかけにしたりする活動です。

- 家庭読書の推進

読書習慣の形成と家庭での読書の重要性を保護者や地域に伝えるとともに、「親子読書」など家庭での読書活動を推進します。

<授業での読書指導の充実>

- 各教科での読書活動を取り入れた授業の展開

国語科だけでなく、各教科において学校図書館やほんわ館を積極的に活用し、必要な情報を見つけ出し、読み取る力を育てます。また授業に関連した図書を紹介するなどして並行読書を推奨し、自らの疑問や課題の解決のために図書を活用できるよう、指導します。

- 学級活動での読書活動の充実

ほんわ館で本を読む時間をとるなど子どもたちと本を直接結び付ける活動に取り組みます。総合的な学習の時間や学級活動の時間に、ブックトークやビブリオバトル⁹等読書活動の優れた実践を取り入れることも考えられます。感想の共有や本を介した交流によって、子どもたちにとって読書を楽しいものとするとともに、本の内容や感想を表現する力を育てます。

<環境整備と組織的な活動>

- 学校図書館及び図書館外の図書コーナーの整備・充実

専門知識を持つ町立図書館等の職員の支援のもと、生徒のニーズにあった図書や教員のための資料の収集、新刊図書の比率拡大など学校図書館の蔵書の充実をはかります。また、学校図書館が情報センター及び「心の居場所」としての機能を持つよう、環境を整備します。

また、学校図書館の蔵書だけでなくほんわ館の蔵書も活用して、各教室や廊下に図書コーナーを設けて身近に本がある環境をつくり、一斉読書や調べ学習等に活用できるようにします。

⁹ 何人かが本を紹介し、1番読みたくなった本に投票して「チャンプ本」を決める、本の紹介コミュニケーションゲームです。知的書評合戦とも言われ、「人を通して本を知る、本を通して人を知る」をキャッチコピーに大学、図書館、学校等で行われています。

- 学校全体での推進体制づくり

学校内外での読書指導推進には、学校全体で取り組む仕組みづくりが不可欠です。活動を効果的に実施するため、読書活動や図書館活用等についての教職員の研究会や研修会への開催・参加を推進します。

また、学校図書館の活用に学校司書や学校図書館事務職員の果たす役割は非常に大きいものがあります。図書館の運営や企画活動を専門に行なえる職員の配置について検討・要望し、図書館担当教諭と連携した取り組みが行えるようつとめます。

【数値目標】

- 本を読むのが「好き」「どちらかと言えば好き」な子どもの割合

(26年度実績 ⇒ 30年度目標)

小学校2年生	84.6%	⇒	90.0%
小学生4年生	81.4%	⇒	90.0%
小学校6年生	79.6%	⇒	85.0%
中学校2年生	68.5%	⇒	75.0%

- 学校図書館に月に1回以上行く児童生徒の割合

(26年度実績 ⇒ 30年度目標)

小学校2年生	84.6%	⇒	90.0%
小学生4年生	80.4%	⇒	90.0%
小学校6年生	75.2%	⇒	85.0%
中学校2年生	17.5%	⇒	30.0%

4 地域における読書活動の推進

(1) 現状と課題

町では、平成24年4月に町立図書館「ほんわ館」が開館し、平成26年2月で12万人を超える方々に利用されています。蔵書の3分の1ほどを児童書が占め、親子連れの利用者も多く見受けられます。実施したアンケートの結果（資料編参照）では、小学生の過半数が、中学生でも4割以上が月に1回以上ほんわ館に行くとは回答しています。しかし、行かない理由を見てみると「行きたいが時間がない」について2割ほどの子どもが「行きたいと思わないから」と回答しています。子どもと一緒に図書館へ行くという保護者は、小学校6年生と中学生の保護者では2割程度にとどまっています。本や読書に興味を持ってもらい、より多くの子どもたちや家族にとって身近で魅力的な図書館づくりをしていく必要があります。

現在、子育て支援センターや小学校での読み聞かせ、ほんわ館の催し、ブックスタート等で町内のボランティアが活躍していますが、ほんわ館のおはなし会が不定期なことや、ボランティアメンバーの減少等課題もあります。地域の大きな力であるボランティアの主體的な活動を支援することや、人材と能力の拡大も望まれます。

また、学校や町内の施設に対して団体貸出が可能となっていますが、現在利用が多いとは言えない状況にあります。

(2) 主要な施策

子どもたちや、その家族にとって読書が日常的なものとなるために、地域の情報の拠点である図書館やボランティアの活動は欠かせません。図書館では専門的な知識や技術を図書館の外でもひろく活用していきます。本に出会える環境づくりを地域全体で進めるために、図書館利用の促進や読書活動の啓発にも力を入れていく必要があります。

<みんなが行きたい図書館へ>

● ほんわ館のサービスの充実

親子で、家族で図書館に足を運んでもらうため、幅広い絵本や児童図書に加え一般図書の充実にもつとめます。また乳幼児を連れた保護者や障がいのある子ども、外国人の子どもなどすべての人が使いやすい図書館を目指し、探しやすい資料の配架とサービスの充実をはかります。

新刊や蔵書の情報を広く発信するとともに、特色と魅力のある催しを開催します。誰でも気軽に参加できる図書館の使い方や本の選び方の教室、乳幼児から楽しめるおは

なし会や親子で参加できる講座、読書離れが進みやすい中学生や高校生の子どもたちが集えるイベント等の開催を目指します。

- 「ざわめきのある図書館」の周知・実現

従来の図書館のイメージを払拭し、小さな子どもが一緒でも気兼ねなく訪れることのできる図書館として周知し、利用の促進・拡大を目指します。

<ボランティアの養成・支援>

- ボランティア養成講座の開催、活動の広報

読み聞かせや図書館のイベント、運営に関わるボランティアへの講座を開催し、ボランティアや「ほんわ館ファン」の技術向上につとめます。また、活動について広報するとともに、子どもたちにもボランティアへの参加を呼びかけ、「ほんわ館ファン」の拡大と活動の活性化を支援していきます。

- ほんわ館での定例おはなし会の実施

ボランティアと図書館職員が連携し、毎月定例のおはなし会を実施します。おはなし会は乳幼児から親子でも楽しめるものとなるようつとめます。

<学校や町内施設への支援協力>

- 団体貸出や館内利用の促進

町内の学校や施設への団体貸出利用を呼びかけ、活用を支援します。また、調べ学習や放課後児童クラブ等での図書館の活用をすすめ、利用の相談にも応じます。

- 年代別図書リストの作成・配布、情報提供

子どもの発達段階に応じて、おすすめの本や蔵書紹介を作成し、配布します。また関係機関に対し、新刊情報など情報の発信を行ないます。

- 蔵書整備への支援、調査等の相談

図書の修理や選本、配本などの蔵書整備に関する支援をし、各種業務に関わる調査相談（レファレンス）に応じます。職員の専門性を活かして活動を支援します。

【数値目標】

●親子で月に1回以上ほんわ館へ行く割合

(26年度実績 ⇒ 30年度目標)

保育園保護者 45.0% ⇒ 55.0%

小学生保護者 38.6% ⇒ 50.0%

中学生保護者 17.0% ⇒ 25.0%

資 料 編

- 資料 1 子どもの読書・読み聞かせに関するアンケートの結果
- 資料 2 子どもの読書活動の推進に関する法律
○衆議院文部科学委員会における附帯決議
- 資料 3 文字・活字文化振興法

子どもの読書・読み聞かせに関するアンケートの結果

○調査の目的

中山町子ども読書活動推進計画の策定にあたり、町内の子どもの読書活動の現状を把握し、当計画の参考資料とするため実施します。

○調査対象

- ・長崎、豊田両小学校の2年生、4年生、6年生の児童、中山中学校の2年生の生徒
- ・上記児童、生徒の保護者となかやま保育園の保護者

○調査期間

平成26年1月

○回収結果

【児童・生徒】

対象	対象者数	回収数	回収率
2年生	92	91	98.9%
4年生	100	97	97.0%
6年生	113	113	100.0%
中学生	109	108	99.1%
計	424	409	96.5%

【保護者】

対象	回答者数
保育園	158
2年生	77
4年生	92
6年生	103
中学生	100
計	530

※保護者分については、重複して調査票が配布された方もいると考え、回収率は算出ませんでした。

○調査結果

【本を読むのが好きか】 回答：児童・生徒、保護者

学年 回答	2年生	4年生	6年生	中学生	子ども 全体	保護者 全体
好き	62.6%	51.5%	42.5%	38.9%	48.2%	28.5%
どちらかといえば好き	22.0%	29.9%	37.2%	29.6%	30.1%	38.9%
あまり好きでない	13.2%	18.6%	15.0%	24.1%	17.8%	28.7%
好きでない	2.2%	0.0%	5.3%	7.4%	3.9%	3.4%
無回答	0%	0%	0%	0%	0%	0.6%

小学生の81.7%、中学生の68.5%が「好き」「どちらかといえば好き」と回答。全国、山形県と比較して、読書好きな子どもの割合は小さいと言えます。

参考：平成25年度「全国学力・学習状況調査」、読書は好きですか？

全国と山形県の小学校・中学校それぞれの結果

回答	区分	全国小	山形県小	全国中	山形県中
あてはまる		53.9%	54.6%	46.2%	45.4%
どちらかといえば当てはまる		33.3%	34.1%	23.9%	25.9%
どちらかといえば当てはまらない		9.4%	8.9%	16.6%	18.3%
当てはまらない		3.2%	2.4%	13.0%	10.2%

【本を読む頻度】 回答：児童・生徒のみ

回答	学年	2年生	4年生	6年生	中学生	全体
ほぼ毎日読む		19.8%	13.4%	19.5%	15.7%	17.1%
ときどき読む		53.8%	67.0%	47.8%	40.7%	51.8%
あまり読まない		23.1%	18.6%	28.3%	32.4%	25.9%
読まない		3.3%	1.0%	4.4%	11.1%	5.1%

⇒「あまり読まない」「読まない」理由（複数回答可）

回答	学年	小学生	中学生	全体
テレビ・ゲームの方が好き		35.0%	38.3%	36.2%
本を読みたいと思わない		26.3%	51.1%	35.4%
勉強や部活（スポ少）で忙しい		33.8%	38.3%	35.4%
読みたい本が近くにない		26.3%	27.7%	26.8%
どんな本を読めばいいかわからない		12.5%	17.0%	14.2%
その他		3.8%	8.5%	5.5%

資料編

「テレビ・ゲームの方が好き」「勉強や部活（スポ少）で忙しい」の回答は小学生・中学生でともに3～4割ですが、中学生では最も多い理由が「本を読みたいと思わない」で50%を超えています。

【1か月に読んだ本の冊数】 回答：回答：児童・生徒、保護者

学年 回答	2年生	4年生	6年生	中学生	子ども 全体	保護者 全体
0冊（不読者）	5.6%	2.1%	4.4%	10.2%	5.6%	37.4%
1～2冊	20.0%	19.6%	35.4%	50.0%	32.1%	45.8%
3～5冊	28.9%	42.3%	30.1%	28.7%	32.4%	12.1%
6～9冊	11.1%	14.4%	16.8%	6.5%	12.3%	2.3%
10冊以上	26.7%	16.5%	11.5%	4.6%	14.2%	1.9%
無回答	7.8%	5.2%	1.8%	0.0%	3.4%	0.6%

全国の結果と比較して子どもの不読率は低くなっています。小学生全体での不読率は4.0%。保護者の読書の状況が子どもにも影響することを考えると、保護者で4割弱の方が月に1冊も本を読まない状況であることが気になります。

（参考）全国学校図書館協議会が行った「第59回読書調査」によれば、2013年5月1か月間の平均読書冊数は、小学生は10.1冊、中学生は4.1冊、不読者率は小学生で5.3%、中学生は16.9%となっています。

また、国立青少年教育振興機構の発表（平成25年2月）では成人の不読率は28.1%となっています。

【学校図書館に行く頻度】 回答：児童・生徒のみ

回答 学年	2年生	4年生	6年生	中学生	全体
週に1回以上	53.8%	28.9%	35.4%	3.7%	29.6%
月に2, 3回	28.6%	33.0%	19.5%	5.6%	21.0%
月に1回	2.2%	18.6%	20.4%	8.3%	12.7%
年に5回以上	3.3%	3.1%	3.5%	18.5%	7.3%
年に1回	3.3%	2.1%	8.8%	34.3%	12.7%
行かない	4.4%	9.3%	10.6%	29.6%	13.9%
無回答	4.4%	5.2%	1.8%	0.0%	2.7%

※月に1回以上行くという割合は、2年生84.6%、4年生80.4%、6年生75.2%、中学生17.5%

⇒ 学校図書館に行く頻度が月に1回未満の児童生徒について、行かない理由
(複数回答可、子ども全体の上位5位まで)

回答	学年	小学生	中学生	全体
読みたい本・新しい本がない		26.0%	51.7%	42.4%
本を読みたいと思わない		30.0%	31.5%	30.9%
図書館に行く時間がない		28.0%	29.2%	28.8%
どんな本を読めばいいかわからない		12.0%	13.5%	12.9%
雰囲気が好きでない		2.0%	10.1%	7.2%

小学生ではおおむね8割が月に1回以上学校図書館に行っていますが、中学生になるとぐんと減り、2割にも届きません。中学生が行かない理由として顕著なのは「読みたい本・新しい本がない」の回答で、50%を超えています。魅力的な蔵書が望まれます。

【子どもと一緒にほんわ館へ行くか】 回答：保護者のみ

学年	保育園 保護者	2年生 保護者	4年生 保護者	6年生 保護者	中学生 保護者	保護者 全体
よく行く	16.5%	23.4%	7.6%	13.6%	5.0%	13.2%
ときどき行く	28.5%	35.1%	32.6%	8.7%	12.0%	23.2%
ほとんど行かない	26.6%	32.5%	38.0%	44.7%	28.0%	33.2%
行かない	25.9%	9.1%	19.6%	33.0%	53.0%	28.9%
無回答	2.5%	0.0%	2.2%	0.0%	2.0%	1.5%

小学校2年生の保護者は6割近くが月に1回程度、子どもと一緒にほんわ館に行っていました。子どもが自分で行くようになると、一緒に行く割合が減っていくようです。行かない理由としては「時間がない」が最も高い割合で、ついで「子どもは自分で行っているようだから」という結果でした。

【ほんわ館へ行く頻度】 回答：児童・生徒のみ

回答	学年	2年生	4年生	6年生	中学生	全体
週に1回以上		18.7%	5.2%	2.7%	4.6%	7.3%
月に2, 3回		25.3%	24.7%	14.2%	17.6%	20.0%
月に1回以上		20.9%	20.6%	27.4%	24.1%	23.5%
年に5回以上		6.6%	9.3%	18.6%	14.8%	12.7%
年に1回以上		15.4%	17.5%	22.1%	26.9%	20.8%
行かない		13.2%	15.5%	11.5%	10.2%	12.5%
無回答		0.0%	7.2%	3.5%	1.9%	3.2%

※月に1回以上行くという割合は、2年生64.8%、4年生50.5%、6年生44.2%、中学生46.3%

月に1回以上行く児童生徒について、主な目的は、2年生と4年生では「本を読む・借りる」がそれぞれ79.7%と81.5%でしたが、6年生になると22.2%となり「DVDを見たりパソコンを使う」が24.1%と最も多くなりました。中学生では「学習室の利用」が45.2%まで増加し、「本を読む・借りる」は16.7%にとどまります。様々に利用される図書館ですが、学年が上がるにつれ本を目的に来館する割合は減っていくことがわかりました。

また、月に1回未満という児童生徒について、ほんわ館に行かない理由を調べると、上位3つは「行きたいが時間がない」(34.8%)、「行きたいと思わない」(19.9%)、「家や学校の本を読む」(16.3%)となっています。

【ほんわ館のおはなし会やイベントに参加したことがあるか】 回答：児童・生徒のみ

回答 \ 学年	2年生	4年生	6年生	中学生	全体
ある	34.1%	17.5%	18.6%	4.6%	18.1%
ない	60.4%	78.4%	75.2%	92.6%	77.3%
無回答	5.5%	4.1%	6.2%	2.8%	4.6%

4年生以上の学年では参加率が低くなっています。上学年や中学生向けのイベントも開催したいところです。

【読み聞かせをする頻度】 回答：保護者のみ

学年 \ 回答	保育園 保護者	2年生 保護者
ほぼ毎日	27.8%	18.2%
週に1～2回	43.7%	32.5%
月に1～2回	19.6%	18.2%
年に何度か	7.0%	24.7%
しない	1.3%	6.5%
無回答	0.6%	0.0%

※保育園と小学校2年生の保護者のデータのみ示しました

保育園では7割以上が、2年生でも過半数の保護者が週に1回以上読み聞かせを行っています。本の入手方法については「購入」のほか保育園の保護者では「保育園の本を利用する」、2年生の保護者では「ほんわ館の本を利用する」方が多かったです。

【家庭での取り組み】 回答：保護者のみ（複数回答可）

学年 回答	保育園 保護者	小学生 保護者	中学生 保護者	保護者 全体
読み聞かせをする	67.7%	31.6%	25.0%	41.1%
読んだらほめる	39.2%	45.6%	21.0%	39.1%
子どもと本のお話をする	27.8%	39.0%	24.0%	32.8%
図書館などへ連れて行く	39.2%	38.6%	22.0%	35.7%
家に本をそろえる	17.7%	22.1%	25.0%	21.3%
家族が読む姿を見せる	13.3%	26.1%	23.0%	21.7%
家庭で読書時間をつくる	13.3%	9.6%	12.0%	11.1%
その他	2.5%	3.7%	8.0%	4.2%
無回答	1.3%	0.0%	2.0%	0.8%



学年 取り組み数	保育園 保護者	小学生 保護者	中学生 保護者	保護者 全体
0個	4.4%	7.7%	16.0%	8.3%
1個	27.8%	32.7%	33.0%	31.3%
2個	29.1%	24.6%	36.0%	28.1%
3個	25.3%	19.5%	9.0%	19.2%
4個	8.2%	7.0%	4.0%	6.8%
5個	4.4%	4.8%	0.0%	3.8%
6個	0.6%	2.2%	0.0%	1.3%
7個	0.0%	1.1%	2.0%	0.9%
8個	0.0%	0.4%	0.0%	0.2%

※複数回答で選択した数を取り組み数として個数ごとに割合を出しました

保護者全体での取り組み数平均は2.07個となっています。

【ブックスタートの認知度】 回答：保護者のみ

学年 回答	保育園 保護者	小学生 保護者	中学生 保護者	保護者 全体
知っている	19.0%	10.7%	7.0%	12.5%
知らない	78.5%	89.0%	91.0%	86.2%
無回答	2.5%	0.4%	2.0%	1.3%

※平成24年度よりブックスタート事業として、11か月児健診の際に絵本をプレゼントしています

絵本を介して親子でふれあう時間を持ってもらおうという取り組みです

事業の認知度はまだまだ低いことがわかります。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子ども健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法

平成17年7月29日 法律第91号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵かん養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵かん養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵かん養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵かん養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵かん養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

中山町子ども読書活動推進計画策定委員

高橋 和夫	中山町社会教育委員代表
佐東 幸治	町青少年育成推進員会長
島倉 真澄	中山中学校図書館教育主任
今野 和枝	長崎小学校図書館教育主任
西堀 潤子	豊田小学校図書館教育主任
石垣 奈美	子育て支援センター職員
鈴木 千代子	ほぐわあつ代表
鈴木 由樹子	ながさき幼稚園主任教諭
鈴木 真由美	中山町立なかやま保育園園長

中山町子ども読書活動推進計画

平成26年（2014年） 月

発行 中山町教育委員会
編集 中山町教育委員会 教育課 生涯学習グループ

〒990-0401 東村山郡中山町大字長崎 6010 番地
TEL 023-662-2235 FAX 023-662-5440
E-mail : syakyou@town.nakayama.yamagata.jp